

2013年1月10日制定

一般社団法人日本医療薬学会

薬物療法指導薬剤師認定申請に関するQ&A

一般社団法人日本医療薬学会
薬物療法専門薬剤師制度委員会

本学会薬物療法専門薬剤師認定制度における薬物療法指導薬剤師の認定申請に関するQ&Aを下記のとおり示します。

なお、薬物療法指導薬剤師の申請資格のうち、薬物療法専門薬剤師の同資格と重複する部分については、別途、ご案内している「薬物療法専門薬剤師認定申請に関するQ&A」で説明していますので、併せて参照してください。

● 当Q&Aで使用する用語の略記について

当Q&Aでは、繰り返し使用する用語を下記のとおり略記しています。

本学会の「薬物療法専門薬剤師制度」と「認定薬剤師制度」では、同一の認定資格の名称を使用していますので、各認定制度における名称を混同しないよう十分にご確認ください。

- ・薬物療法専門薬剤師認定制度規程を「規程」
- ・薬物療法専門薬剤師認定制度規程細則を「細則」
- ・薬物療法専門薬剤師を「専門薬剤師」
- ・薬物療法指導薬剤師を「指導薬剤師」
- ・薬物療法専門薬剤師認定試験を「認定試験」
- ・認定薬剤師制度の認定薬剤師を「認定薬剤師」
- ・認定薬剤師制度の指導薬剤師を「本学会指導薬剤師」

<指導薬剤師の申請資格・暫定措置等>

Q1 指導薬剤師の申請資格を確認したい。

A1 下記の指導薬剤師の申請資格（規程第5条の2）を満たしている必要があります。申請時には、下記の全ての資格を満たしていなければなりません。

- (1) 薬物療法専門薬剤師として5年間以上医療現場で活動していること。
- (2) 本学会が認定する薬物療法の講習会を5年間で50単位以上履修していること。
- (3) 自ら実施した5年間の薬剤管理指導の実績50症例（6領域以上の疾患）を提出すること。
- (4) 査読制のある国際的あるいは全国的学会誌・学術雑誌に掲載された医療薬学に関する学術論文が5編以上（うち、少なくとも1編は筆頭著者）、国際学会あるいは全国規模の学会における医療薬学に関する学会発表が5回以上（うち、少なくとも1回は発表者）の全てを満たしていること。

Q 2 指導薬剤師の申請に係る【暫定措置】を確認したい。

A 2 認定制度発足後5年間の【暫定措置】として、2016年度の認定申請までに次の事項が適用されます。(細則第5条、第9条及び第10条)

1) 「薬物療法専門薬剤師として5年間以上医療現場で活動していること」に代えて、薬剤師としての実務経験を7年間有していること。

2) 上記1)の要件適合者(実務経験7年以上をする者)については、本学会が認定する薬物療法の講習会を5年間で履修すべき単位数を30単位とする。

3) 「自ら実施した5年間の薬剤管理指導の実績50症例(6領域以上の疾患)」は、5年以上前のものを含めてもよい。ただし、いずれの時期に指導された症例であっても、薬物療法専門薬剤師認定制度委員会では同一水準により審議される。

Q 3 指導薬剤師の申請資格と暫定措置の取り扱いを整理し、申請資格等を説明して欲しい。

A 3 指導薬剤師の申請資格「(1) 薬物療法専門薬剤師として5年間以上医療現場で活動していること」を満たすことができる者は、2018年1月以降にならなければ誕生いたしません。そのため、2016年度の申請受付までは、暫定措置による申請のみとなります。

1) 申請受付年度別、暫定措置と正規申請の関係

- ・ 2013年から2016年までは、暫定措置による認定申請に限る。
- ・ 2018年以降は、正規の認定申請のみとなる(暫定措置は終了します)。
- ・ 2017年度は、指導薬剤師の申請受付は行いません。

2) 暫定措置期間中の申請資格は、次の全ての資格要件を満たす必要があります。

① 認定薬剤師であること。^{※1}

② 薬剤師としての実務経験を7年間有していること。

③ 本学会が認定する薬物療法の講習会を5年間で30単位以上履修していること。^{※2}

④ 自ら実施した薬剤管理指導の実績50症例(6領域以上の疾患)を提出すること。^{※3}

⑤ 査読制のある国際的あるいは全国的学会誌・学術雑誌に掲載された医療薬学に関する学術論文が5編以上(うち、少なくとも1編は筆頭著者)、国際学会あるいは全国規模の学会における医療薬学に関する学会発表が5回以上(うち、少なくとも1回は発表者)の全てを満たしていること。^{※4}

4

< Q 3 & A 3 の補足 >

※1 認定薬剤師試験を受験していない暫定認定の認定薬剤師は該当しません。なお、薬物療法専門薬剤師認定制度の暫定措置期間中に「新たに認定薬剤師資格を取得した方」或いは「認定試験を受験し合格した暫定認定の認定薬剤師」は、上記の②から⑤までの全要件を満たすことができれば、暫定措置による指導薬剤師の認定申請をすることが可能です。

※2 申請時(申請受付締切日)から遡り、5年以内に受講したものでなければなりません。

※3 指導を行った期日に期限を設けていません。ただし、症例審査の判定については、指導時

期の新旧を問わず同一レベルでの審査が行われます。

※4 本学会指導薬剤師の委嘱者は、申請資料（添付資料）の一部が減免されます。詳しくは、指導薬剤師の申請受付案内または申請書（注意書き）にてご案内します。

<薬剤管理指導の要約>

Q4 薬剤管理指導の要約「6領域以上の疾患」の解釈について説明して欲しい。

A4 次の2つの条件を満たす必要があります。

1) 薬物療法専門薬剤師認定制度規程細則別表2に示す16領域のうち6領域以上(1領域につき5症例以上)を含んでいることです。

(参考例：心臓・血管系疾患8、呼吸器8、消化器8、血液及び造血器疾患8、内分泌・代謝疾患8、感染症8、悪性腫瘍2例)

2) 内科系及び外科系について、領域を問わず各科を合算して10例以上を含んでいることです。

(例：内科系35、外科系15症例)

Q5 薬剤管理指導の要約については、患者の状態、副作用や相互作用の説明・確認などの情報を書き留めればよいのか？

A5 本申請で求める薬剤管理指導の要約とは、一般的な薬剤管理指導のような単なる副作用の説明・発現の確認や相互作用を確認・発見し、医師に処方変更を求めたという内容では認められません。申請書（Wordファイル）の2ページ目に「自ら実施した5年間の薬剤管理指導の実績の要約に関する留意事項（薬物指導（暫定）・様式4-2、4-3の留意事項）」として、当薬剤管理指導の要約を作成するための様々な留意事項を明示していますので、確認の上、十分に留意した上で申請書を作成してください。

Q6 がん専門薬剤師認定者が本申請を行う際、薬剤管理指導の要約中にがん専門薬剤師の申請時に提出した症例を転用することは認められるのか。また、その症例数に制限はあるのか。

A6 本申請にがん専門薬剤師の認定申請（更新申請を含む）時に提出・審査を受けた症例を転用することは認められません。ただし、同一症例でもPOPAが異なっていると判断される場合には、同一症例の一部流用を認めます。なお、転用と判断される事例があった場合には、その症例をもって不認定といたします。

<その他>

Q7 指導薬剤師の認定申請の際に、省略できる申請資料等はあるのか。

A7 本学会指導薬剤師は、論文目録（申請書：薬物療法指導（暫定）・様式5-1）及び学会発表目録（申請書：薬物療法指導（暫定）・様式6-1）の提出は必須ですが、それぞれの添付資料とな

っている論文の別刷り及び発表要旨のコピーの添付は不要です。

本学会指導薬剤師の委嘱を受けていない認定薬剤師は、省略できる申請資料はありません。

Q 8 暫定措置による専門薬剤師の認定申請の際に、薬剤管理指導の要約 50 症例（6 領域以上）、論文 5 編、発表 5 回分、受講単位 50 単位（あるいは実務経験 6 年以上で履修単位 30 単位以上）をもって申請し、認定を受けた。今後、実務経験が 7 年以上となり指導薬剤師の認定申請（暫定措置）をする際、同じ 50 症例の要約（6 領域以上）を使用して申請することは可能か？

A 8 可能です。ただし、申請資料の省略が認められる場合を除き、全ての申請書・添付資料を提出しなければなりません。その際、薬物療法専門薬剤師認定制度委員会によって改めて審査されます。専門薬剤師（あるいは認定薬剤師）の認定資格を取得した際の審査結果とは異なる結果になるケースもありますので、予めご承知おきください。

Q 9 認定薬剤師の更新後の認定証が手元に届いていないため、同認定証のコピーを提出できない。

A 9 平成 24 年 12 月 21 日付けで本学会より送付された認定薬剤師更新審査結果通知文書のコピーを提出してください。